

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口の原子炉水サンプリング流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	所内ボイラ室ストームドレンサンプポンプ出口逆止弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	燃料交換機用主ホイスト電動機の点検において、カップリングを引抜く際、カップリングの一部及びシャフトを損傷させたため、当該部を修理	C	
4	2号機	主発電機固定子冷却水ポンプ出口圧力計の二次側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	循環水系配管用電気防食装置に電位異常を示す警報が発生し、電位高を示すランプが点灯したため、当該装置の電位を調整	対象外	
6	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の送風機（A）駆動用電動機の点検において、雨水浸入防止用部品の脱落が認められたため、当該部品を交換	D	
7	3号機	コントロール建屋計算機室換気空調系の補給水タンク用レベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
8	3号機	原子炉建屋1階二重扉（南側）の外側扉のハンドルが固く、開閉操作が困難であるため、当該扉を点検・修理	D	
9	4号機	循環水系硫酸第一鉄注入ポンプの安全弁が設定圧力以下の状態で動作するため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	換気空調系常用冷却装置のターボ冷凍機（A）の点検において、凝縮器の海水側ベント配管（2箇所）及びドレン配管（2箇所）に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	4号機	廃棄物処理建屋用圧縮空気供給装置の出口圧力スイッチの設定ずれによる出口圧力の異常を示す警報の誤発生が認められたため、当該圧力スイッチを点検・調整	D	
12	5号機	タイマ付ダストサンブラ（88台中、1台）の点検において、ホースの一部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	タービン建屋屋外南東側設置の配管トレンチ内の床面に水溜り（非放射性・高アルカリ性）が認められたため、当該エリアの壁面及び床面を点検・修理	D	
14	5号機	過渡現象記録装置のシステム異常を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	タービン補機冷却系熱交換器海水側出口弁のグランド部より海水のリーク（1滴／7秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	非常用ガス処理系プロセス放射線モニタ（D）の点検時、ノイズの影響によるものと推定される放射線高を示す警報が発生し、即復帰する事象が認められたため、対応検討	D	
17	6号機	原子炉建屋大物搬入口の内側扉の開閉操作時、開閉状態確認用センサの脱落が認められたため、当該センサを取付	C	3月12日再審議にてグレード変更 D → C
18	その他	不適合管理システムのデータ集計業務において、既に発行されていた修正・是正処置担当部署への処置依頼が消去され未発行の状態になっていたことが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで